

# 長野県出資等外郭団体評価制度実施要領

平成 20 年 3 月 31 日  
19 行第 96 号

改正 平成 21 年 3 月 19 日 20 行第 64 号  
平成 22 年 3 月 25 日 21 行第 49 号  
平成 26 年 5 月 16 日 26 行第 14 号  
平成 27 年 8 月 28 日 27 行第 50 号

## (目的)

第 1 この要領は、長野県が出資等を行っている外郭団体について、長野県出資等外郭団体改革基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、団体の自主的な運営を確保しつつ、その見直しを不断に継続していくため、当該団体の第 4 に掲げる項目について定期的に評価を行う制度（以下「評価制度」という。）を設けることとし、もって県が外郭団体とともに実現しようとする行政目的を効果的に達成することを目的とする。

## (評価対象団体)

第 2 評価制度は、基本方針の対象団体（以下「評価対象団体」という。）を対象とする。ただし、評価を行う年度において既に団体が廃止されるなど、基本方針における対象団体の考え方に該当しないこととなっている団体は対象としない。

2 県が出資等を行うことにより、基本方針における対象団体の考え方により対象団体となる団体が新たに生じたときは、評価対象団体に準じて評価制度の対象とする。

3 前項の場合には、知事は、当該団体を基本方針の対象団体とするよう基本方針の改訂を検討する。

## (評価の対象期間)

第 3 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、その所管に係る評価対象団体における毎会計年度が終了する都度、当該年度における団体の事業の実施状況等について評価を行う。ただし、会計年度が 1 年に満たない団体にあつては、合計して 1 年間を超えない複数の会計年度の事業の実施状況等を一括して評価することができる。

## (評価の項目)

第 4 評価制度の評価項目は次の各号のとおりとする。

- (1) 団体の目的・使命（業務の必要性、業務の効率性、外郭団体で実施することの当否）
- (2) 事業の実施状況（効率性、財務内容を含む。）
- (3) 目的の達成状況（期待された成果が得られているか。）
- (4) 基本方針の進捗状況
- (5) 今後の事業執行上の課題

## (評価基準)

第 5 評価の基準は次のとおりとし、B 評価に該当しない場合は、A 評価とする。

評価項目 / 評価基準	
I 団体の目的・使命（業務の必要性、業務の効率性、外郭団体で実施することの可否）	
次に該当する場合は、B評価とする ・目的・使命が消滅している又は著しく低下している	
備考	おおむね5年以内に、目的・使命の消滅が見込まれる場合はB評価とする
II 事業の実施状況（効率性、財務内容を含む）	
次のいずれかに該当する場合は、B評価とする ・3期以上連続して赤字決算であり、評価対象年度の赤字額が資本額又は正味財産額（債務償還にあてることのできる引当金を含む）の5%以上である ・評価対象年度において債務超過である ・事業の実施状況に重要な不具合がある ・類似業務を行っている他の主体と比較して著しく効率性が劣る	
備考	・3期以上連続して赤字決算であっても、中長期経営計画を策定済みであり、赤字額が計画の範囲内である場合はA評価とする ・債務超過である場合は、他の問題がなくてもB評価とする
III 目的の達成状況（期待された成果が得られているか）	
次に該当する場合は、B評価とする ・達成されていない	
備考	ほぼ達成されている又は達成されていない部分がある場合はA評価とする
IV 基本方針の進捗状況	
次に該当する場合は、B評価とする ・進捗していない	
備考	ほぼ予定どおり進捗している又は進捗していない部分がある場合はA評価とする
V 今後の事業執行上の課題	
次に該当する場合は、B評価とする ・課題の解決に外部からの支援を必要としており、対応に重大な困難をきたしている	
備考	・課題がない又は課題はあるが団体独自に対応が可能な場合はA評価とする ・課題の解決に外部からの支援を必要としているが、確定した方針により対応している場合はA評価とする

注：事業の実施状況については、団体の業務内容、実情に応じて、別途評価基準の細目を設けることができることとし、細目を設けた場合は、その内容を評価書（様式別紙）の欄外に記載して明らかにする。

（団体への評価の要請）

第6 知事等は、その所管に係る評価対象団体に対して、あらかじめ評価項目及び評価基準を示して、評価対象団体が自ら評価を行い、その結果を別紙様式の県出資等外郭団体評価書により毎会計年度終了後3月以内に知事等に提出するよう要請する。

2 知事等は、その所管に係る評価対象団体の目的の達成状況を的確に評価するため、当該評価対象団体の事業計画には、できる限り数値による計画を掲げるよう要請することとする。

(知事等の評価)

第7 知事等は、その所管に係る評価対象団体の評価を行い、その結果を評価対象団体が自ら行った評価（評価対象団体から評価の提出がなかったときは、提出がなかった旨）とあわせて、毎年8月末日までに公表する。

(基本方針の改訂)

第8 知事等は、第7の評価の結果、基本方針を改訂する必要があると判断したときは、基本方針の改訂を検討する旨を公表し、当該団体その他の関係者の意見を徴したうえで基本方針の改訂の案を作成する。

2 教育委員会は、基本方針の改訂の案を作成したときは、知事に対して基本方針の改訂を依頼する。

3 知事は、知事が作成した改訂の案及び前項の依頼による改訂の案をとりまとめて、県民意見を公募する手続き（パブリックコメント）を実施する。

4 知事は、毎年おおむね11月末日までに基本方針を改訂する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成20年3月31日から施行し、末日が平成19年度中の会計年度に係る評価から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行し、末日が平成20年度中の会計年度に係る評価から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行し、末日が平成21年度中の会計年度に係る評価から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成26年5月16日から施行し、末日が平成25年度中の会計年度に係る評価から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年8月28日から施行し、末日が平成26年度中の会計年度に係る評価から適用する。

(様式)

県出資等外郭団体評価書

団体名	
-----	--

項 目	団体の自己評価	県評価
団体の目的・使命（業務の必要性、業務の効率性、外郭団体で実施することの当否）		
事業の実施状況 （効率性、財務内容を含む。）		
目的の達成状況 （期待された成果が得られているか。）		
改革基本方針の進捗状況		
今後の事業執行上の課題		

添付書類：決算書、別に定める改革状況検証シート